

皆さんの声をお寄せください パブリックコメント

今回「意見を募集する案件

佐渡市名誉市民条例(仮称)

について

市では、市民または市にゆかりの深い方で、広く社会文化の進展または公共の福祉に著しく貢献した方に対し、その功績と榮譽を顕彰するために、名誉市民条例(仮称)の制定を予定しています。この条例(案)について、皆さまのご意見をお聞かせください。

意見募集期間

2月10日(火)～3月10日(火)

資料の閲覧

市役所総務課秘書室(市役所2階)、各支所市民課、中央図書館、佐渡市公民館、各教育事務所および出張所、市ホームページ(<http://www.city.sado.niigata.jp>)で閲覧できます。

条例の考え方と主な内容を公表し、市民の皆さまのご意見をうかがいます。

ご意見提出用紙にご記入のうえ、メール、ファックスまたは郵送でお送りいただくか、担当窓口まで直接お持ちください。

※ご意見をお寄せいただく際には、お名前・ご住所をお書き添えください。(氏名等は公表しません)

なお、市民の皆さんから寄せられたご意見に対して、個別に回答は行いません。実施結果を公表する際は、寄せられた意見の概要と、それに対する市としての考え方をホームページ等で公表します。

意見提出・お問い合わせ

佐渡市役所総務課秘書室(秘書係)
〒952・1292 佐渡市千種
232番地
☎0259・63・5134
FAX 0259・63・3300
メール pub@city.sado.niigata.jp

平成21年度 佐渡市人材育成事業 (前期分)の募集

市では、教育文化、福祉および産業の分野において活躍する指導者の育成を目的とし、先進地視察・研修または調査研究を行う事業に参加するための経費の一部を助成しています。

平成21年度事業(前期)の募集を行いますので、申請を希望する方は市役所企画振興課までお問い合わせください。

助成対象事業

平成21年4月1日から平成21年9月30日までの期間中において、国、地方公共団体、公的機関等が実施するか、または、民間団体が公益的目的をもって実施する次のいずれかの事業が対象となります。

① 体験学習、地域活動の実践、相互

交流および技術者養成事業

② 先進地の視察研修および地域活性化等のシンポジウムへの参加事業(実日数が3日以上)の事業期間であること)

③ 地域づくりのための調査研究事業
※①、②の助成額は、対象経費の1/2以内で限度額は20万円(国内)・60万円(国外)

③の助成額は、対象経費の1/2以内で限度額は100万円

対象者

○ 18歳以上で、市内に住所を有する個人またはグループ、事業所等に勤務する方

○ 市内の小・中学生ならびに市内に住所を有する高校生

受付期間

平成21年2月27日(金)まで

注意事項

事業への参加後は、参加した研修等の成果を広く市民に紹介して普及に努めることが必要となるなどの条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ 市役所 企画振興課(離島振興係) ☎63・4152

